

職員意識等調査等業務委託仕様書

1 趣旨

本業務は、本県職員の仕事に対するモチベーションの確保に向け、そのモチベーションに関係する職員の意識や職場の風土について現状を把握するとともに、その現状に至る要因を特定し、効果的な対策につなげるため、専門的な知識や豊富な実績を有する民間事業者に対し、職員意識等調査等を委託して実施するものである。

2 課題意識

公務職場においては、職員は、担当する仕事の成果を直接感じる機会が少ないことに加え、特に県という広域自治体においては、国や市町との調整業務も担っていることから、県民の反応を直接体験するなど、仕事の成果を分かりやすい形で実感する機会は、より少なくなってくる。

その上、近年、本県では市町への権限移譲を積極的に推進しており、広域自治体としての調整業務のウエイトが大きくなってきたことで、仕事の成果を分かりやすい形で実感できる機会がさらに減少している。

また、職員のライフスタイルや価値観が多様化し、モチベーションの誘因も個人によって多様化している。

これらの環境変化の中で、職員の仕事に対するモチベーションを確保するための効果的な取組を実施していきたいと考えている。

3 業務の概要

(1) 業務の範囲

ア 本県の職員の仕事に対するモチベーションの確保に向け、職員の意識や職場の風土の現状及びその現状に至る要因を特定するための調査を設計すること。その際には、こうしたモチベーションの確保に向けた仮説を構築した上で、当該仮説が検証できるような調査項目を設定すること。

イ 上記アにより設計した調査を実施し、調査結果を分析するとともに、その調査結果について、参考となる外部企業等との比較分析をすること。

なお、調査の前提として、職員を対象としたアンケート調査を実施する場合には、対象職員数は4,500人とし、web経由による実施が可能であるものとする。

ウ 調査結果に基づき、上記アの仮説の検証を行うなどの分析を行った上で、モチベーション確保に向けた課題を考察し、有効な打ち手の方向性を整理・提案すること。

(2) 業務の期間

契約締結の日から平成 30 年 3 月 30 日（金）まで。

ただし、上記(1)ア及びイの業務がそれぞれ完了した時点で中間報告を行うこと。

4 委託事業費

本事業に係る経費は、金 4,148,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

5 打合せ等

(1) 打合せ

本業務の遂行に当たっては、必要に応じて、打合せを実施すること。なお、打合せに要する経費（交通費、宿泊費等）は、予め事業費に含めて提案すること。

(2) 報告

受託者は、本県との打合せの結果を記録にまとめ、速やかに県に提出すること。

6 成果の帰属及び納品

(1) 成果品の帰属

本業務により得られた成果は、本県に帰属するものとする。

(2) 成果品の提出

成果品は、電子データ（CD-R）及び紙媒体（1部）で提出すること。

なお、本県において追加の分析を実施できる状態で提出すること。

7 秘密保持

(1) 秘密の保持

ア 本業務に関し、本県に提出された提案書等は、本業務における契約予定者の選定以外の目的で使用しない。

イ 本業務に関し、受託事業者が本県から受領し、又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表し、又は使用してはならない。

ウ 本業務に関し、本業務で知り得た県の業務上の秘密を保持しなければならない。

(2) 個人情報の保護

受託事業者は本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、広島県個人情報保護条例（平成 16 年広島県条例第 53 号）を遵守しなければならない。

8 再委託の禁止

受注者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、法令で禁止されている場合を除き、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。